

災害時協力井戸を募集します



災害時協力井戸とは

三木市では、地震等の災害発生により水道が断水状態になった場合に備え、洗濯やトイレ等に使う生活用水を無償提供していただける個人や事業者が所有する井戸の登録を募集します。

登録を行った所有者等に対し、右の標識を交付し、設置していただきます。

※ 井戸水は、生活用水としてご利用ください。

【標識】



«イメージ図»

登録要件

- ① 市内に所在する井戸であること。
- ② 災害時に無償で井戸水を提供できること。
- ③ 水質の基準を満たすものであること。
(※初回登録時のみ水質検査あり。検査費用は市が負担します。)
- ④ 現に井戸を使用しており、今後も引き続き使用予定であること。
- ⑤ 井戸の所在地を公表することについて同意のこと。
(※公表内容については、井戸の所在地を地図(WebGIS等)へ明記し、所在地の一部(三木市末広1丁目、三木市吉川町渡瀬など)を公表します。)

登録の流れ

- ① 井戸の所有者等から「三木市災害時協力井戸登録申請書兼同意書」を危機管理課へ提出する。
 - ② 水質検査等の審査を行い、登録の可否を決定し、「三木市災害時協力井戸登録可否決定通知書」により所有者等に通知し、標識を交付する。
 - ③ 標識の交付を受けた所有者等は、家屋の門、扉、塀等の近隣住民が認識しやすい場所に標識を取り付ける。
- ※ ご登録いただいた井戸は、市ホームページで周知させていただきます。

【問合せ先】

三木市 総合政策部 危機管理課

〒673-0492 三木市上の丸町10-30

TEL:0794-82-2000(代表) FAX:0794-82-2278

E-mail:kikikanri@city.miki.lg.jp